

議案第 20 号

特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例
の一部を改正する条例制定について

特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例（昭和 31
年条例第 21 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 3 月 3 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例

特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例（昭和31年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、定額の2分の1の額とする。」を「支給しない。」に改める。

別表第1中「

介護保険運営協議会	委員	日額 3,000円
-----------	----	-----------

」を「

介護保険運営協議会	委員	日額 3,000円
認知症初期集中支援チーム	委員（医師）	日額 13,000円
	委員（医師以外）	日額 11,000円

」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。